第１章　学習指導要領の特徴

１　改訂の経緯

今回の改訂にあたり、「学習指導要領解説＊１　総則編」には、次のような背景が示されています。（＊１　小学校と中学校の両方に同様の記載がある場合は、小・中の別を示していません）

【背景】2030 年の社会と子どもたちの未来

生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化しており、予測が困難な時代となっている。

学校教育には、子どもたちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め知識の概念的な理解を実現し情報を再構成するなどして新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中で目的を再構築することができるようにすることが求められている。

☞　解説　総則編 p.1

「社会に開かれた教育課程」の重視

■改訂の方向性

- ○ **「学びの地図」**としての枠組みづくりと各学校における創意工夫の活性化
- ○ 教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す**「カリキュラム・マネジメント」**の実現
- ○ **「主体的・対話的で深い学び」**の実現

２　改訂のポイント

⑴　育成をめざす資質・能力　～何ができるようになるか～

今回の改訂では、全ての教科等の目標及び内容を「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力の三つの柱で再整理されています。三つの柱で整理することで、各教科等の指導を通して育成してきた資質・能力を再整理し、教育課程の全体として明らかになっています。

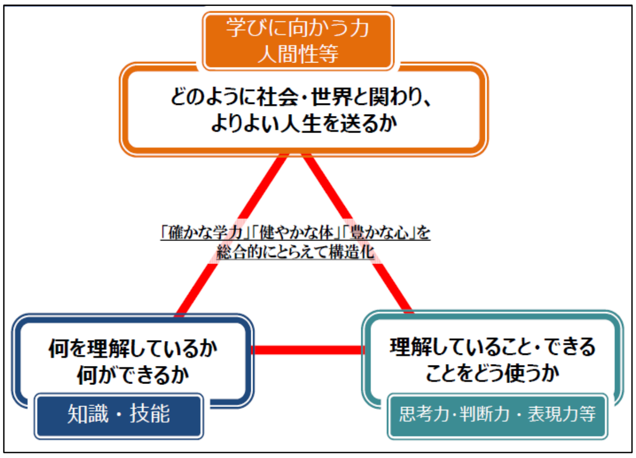

今回の改訂は、日常の指導における創意工夫のために、「何のために学ぶのか」という学習の意義を、学習指導要領において育成をめざす資質・能力として明示されています。

☞　解説　総則編 p.34~p.39

⑵ 具体的な教育内容の改善・充実　～何を学ぶか～

文部科学省の説明資料「新しい学習指導要領の考え方－中央教育審議会における議論から改訂そして実施へ－」では、具体的な教育内容について次のように示されています。

①　道徳教育の充実

道徳の教科化（小：平成３０年４月、中：平成３１年４月）により、道徳的価値を自分事として理解し、多面的・多角的に深く考えたり、議論したりする道徳教育の充実が求められます。

【授業の質的転換に向けて】

道徳的価値の理解を深める読み物の活用や、道徳的価値に関する問題解決的な学習・体験的な学習など、多様な指導方法を取り入れた授業を各学校において展開することが必要です。次のような学習が例示されています。

■問題場面から考える学習例

○道徳的価値のことは理解しているが、それを実現しようとする自分とできない自分との葛藤から生じる問題

いじめをせずに誰とでも仲良くしたい（「相互理解，寛容」「友情，信頼」等）	← （例）いじめ →	現実の場面では傍観してしまう 相手にも非があると思ってしまう 異なる考えや立場を受け入れられない

○複数の道徳的価値の間の対立から生じる問題

寛大な心をもって他人の過ちを許す（「相互理解，寛容」）	← 葛藤や衝突 →	法やきまりへの放縦で自分勝手な反発を許さない（「規則の尊重」）
理解し合い，信頼や友情を育む（「友情，信頼」）	← 葛藤や衝突 →	同調圧力に流されない（「公正，公平，社会正義」）

また、評価については、次のような方向性が示されています。

■評価の基本的な方向性

○ 数値による評価ではなく、記述式とすること

○ 個々の内容項目ごとではなく、大くくりなまとまりを踏まえた評価とすること

○ 他の児童生徒との比較による評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として行うこと

○ 学習活動において児童生徒がより多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視すること

○ 調査書に記載せず、入学者選抜の合否判定に活用することのないようにすること

②　外国語教育の充実

小学校において、**第３・４学年に「外国語活動」**、**第５・６学年に「外国語科」**が導入されます。

小・中・高等学校で一貫した学びを重視し、外国語能力の向上を図る目標を設定するとともに、国語教育との連携を図り日本語の特徴や言語の豊かさに気付く指導の充実が求められます。

【今後のスケジュール】

３０年度	３１年度	３２年度以降
５・６年用教材を配布		教科書の配布
３・４年用教材を配布		

■移行期間中の評価の方向性

○ 第３・４学年は、総合所見及び指導上参考となる諸事項を記録する欄に児童の学習状況における顕著な事項を記入します。

○ 第５・６学年は、現在の取扱いと同様とし、外国語活動の記録の欄に文章で記述します。

③　情報活用能力の育成

各教科等で、コンピュータ等を活用した学習活動の充実を図り、コンピュータでの文字入力等の習得、プログラミング的思考の育成が求められます。

【小学校段階におけるプログラミング教育の実施例】

総合的な学習の時間	自分の暮らしとプログラミングとの関係を考え、そのよさに気付く学び	音楽	創作用のICTツールを活用しながら、音の長さや高さの組合せなどを試行錯誤し、音楽をつくる学び
理科	電気製品にはプログラムが活用され条件に応じて動作していることに気付く学び	図画工作	表現しているものを、プログラミングを通じて動かすことにより、新たな発想や構想を生み出す学び
算数	図の作成において、プログラミング的思考と数学的な思考の関係やよさに気付く学び	特別活動	クラブ活動において実施

☞　新しい学習指導要領の考え方－中央教育審議会における議論から改訂そして実施へ－

⑶ 主体的・対話的で深い学び　～どのように学ぶか～

今回の改訂では、主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における**質の高い学び**を実現し、学習内容を深く理解し、資質・能力を身に付け、生涯にわたって**能動的（アクティブ）に学び続ける**ようにすることが求められています。

主体的・対話的で深い学びは、必ずしも１単位時間の授業の中で全てが実現されるものではありません。主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を考えることは、単元や題材など内容や時間のまとまりをどのように構成するかというデザインを考えることに他なりません。

☞　解説　総則編 p.77~p.78

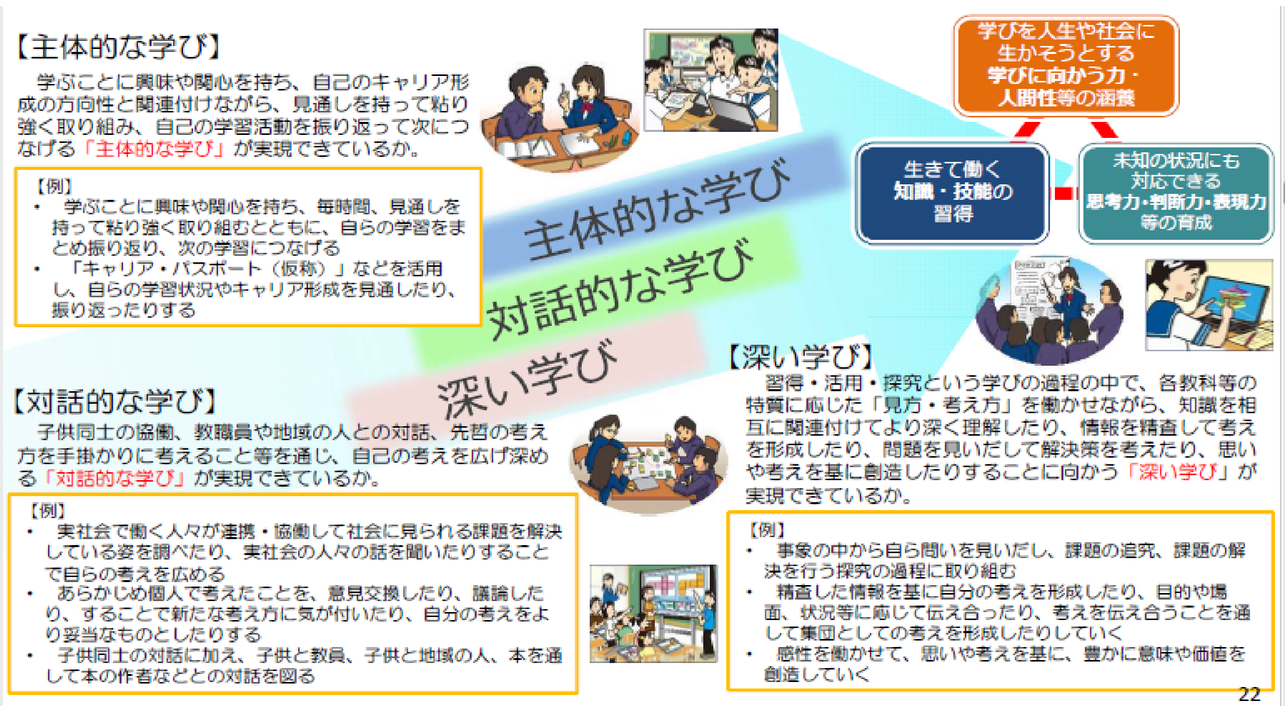

☞　新しい学習指導要領の考え方－中央教育審議会における議論から改訂そして実施へ－

授業改善を進めるに当たり、特に「深い学び」の視点に関して、各教科等の**学びの深まりの鍵**となるのが**「見方・考え方」**です。各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」を踏まえながら、次のような学習の過程を重視し、工夫して実践することが重要です。

■思考・判断・表現の過程

物事の中から問題を見いだし、その問題を定義し解決の方向性を決定し、解決方法を探して計画を立て、結果を予測しながら実行し、振り返って次の問題発見・解決につなげていく過程	精査した情報を基に自分の考えを形成し表現したり、目的や状況等に応じて互いの考えを伝え合い、多様な考えを理解したり、集団としての考えを形成したりしていく過程	思いや考えを基に構想し、意味や価値を創造していく過程

☞　解説　総則編 p.78~p.79

【各教科等の特質に応じた「見方･考え方」】

学習指導要領の解説には、次のように各教科・領域等の「見方・考え方」＊２が明示されています。（＊２　表中の語尾は「～こと」でそろえています）

各教科･領域等	小学校	中学校
国　語	対象と言葉、言葉と言葉の関係を、言葉の意味、働き、使い方等に着目して捉えたり問い直したりして、言葉への自覚を高めること	
社　会	社会的事象を、位置や空間的な広がり、時期や時間の経過、事象や人々の相互関係に着目して捉え比較・分類したり総合したり地域の人々や国民の生活と関連付けたりすること	社会的事象を、位置や空間的な広がりに着目して捉え、地域の環境条件や地域間の結び付きなどの地域という枠組みの中で、人間の営みと関連付けること
		社会的事象を、時期、推移などに着目して捉え、類似や差異などを明確にしたり、事象同士を因果関係などで関連付けたりすること
		社会的事象を、政治、法、経済などに関わる多様な視点（概念や理論など）に着目して捉え、よりよい社会の構築に向けて、課題解決のための選択・判断に資する概念や理論などと関連付けること
算数／数学	事象を、数量や図形及びそれらの関係などに着目して捉え、根拠を基に筋道を立てて考え、統合的・発展的に考えること	事象を、数量や図形及びそれらの関係などに着目して捉え、論理的、統合的・発展的に考えること
理　科	見方については、「エネルギー」を柱とする領域では、主として量的・関係的な視点で捉えること、「粒子」を柱とする領域では、主として質的・実体的な視点で捉えること、「生命」を柱とする領域では、主として共通性・多様性の視点で捉えること、「地球」を柱とする領域では、主として時間的・空間的な視点で捉えること 考え方については、問題解決の過程の中で用いる、比較、関係付け、条件制御、多面的に考えること	自然の事物・現象を、質的・量的な関係や時間的・空間的な関係などの科学的な視点で捉え、比較したり、関係付けたりするなどの科学的に探究する方法を用いて考えること
生　活	身近な人々、社会及び自然を自分との関わりで捉え、よりよい生活に向けて思いや願いを実現しようとすること	

<table>
<tr><th>各教科・領域等</th><th>小学校</th><th>中学校</th></tr>
<tr><td>音　楽</td><td>音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、自己のイメージや感情、生活や文化などと関連付けること</td><td>音楽に対する感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、自己のイメージや感情、生活や社会、伝統や文化などと関連付けること</td></tr>
<tr><td>図画工作／美術</td><td>感性や想像力を働かせ、対象や事象を、形や色などの造形的な視点で捉え、自分のイメージをもちながら意味や価値をつくりだすこと</td><td>美術科の特質に応じた物事を捉える視点や考え方として、表現及び鑑賞の活動を通して、よさや美しさなどの価値や心情などを感じ取る力である感性や、想像力を働かせ、対象や事象を造形的な視点で捉え、自分としての意味や価値をつくりだすこと</td></tr>
<tr><td>家庭／技術・家庭（家庭分野）</td><td colspan="2">家族や家庭、衣食住、消費や環境などに係る生活事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の継承・創造、持続可能な社会の構築等の視点で捉え、よりよい生活を営むために工夫すること</td></tr>
<tr><td>技術・家庭（技術分野）</td><td></td><td>生活や社会における事象を、技術との関わりの視点で捉え、社会からの要求、安全性、環境負荷や経済性等に着目して技術を最適化すること</td></tr>
<tr><td rowspan="2">体育・保健体育</td><td colspan="2">（体育）生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現する観点を踏まえ、「運動やスポーツを、その価値や特性に着目して、楽しさや喜びとともに体力の向上に果たす役割の視点から捉え、自己の適性等に応じた「する・みる・支える・知る」の多様な関わり方と関連付けること</td></tr>
<tr><td colspan="2">（保健）疾病や傷害を防止するとともに、生活の質や生きがいを重視した健康に関する観点を踏まえ、「個人及び社会生活における課題や情報を、健康や安全に関する原則や概念に着目して捉え、疾病等のリスクの軽減や生活の質の向上、健康を支える環境づくりと関連付けること</td></tr>
<tr><td>外国語活動／外国語</td><td colspan="2">外国語で表現し伝えあうため、外国語やその背景にある文化を、社会や世界、他者との関わりに着目して捉え、コミュニケーションを行う目的や場面、状況等に応じて、情報を整理しながら考えなどを形成し、再構築すること</td></tr>
<tr><td>特別の教科道　徳</td><td>様々な事象を、道徳的諸価値の理解を基に自己との関わりで多面的・多角的に捉え、自己の生き方について考えること</td><td>様々な事象を、道徳的諸価値の理解を基に自己との関わりで広い視野から多面的・多角的に捉え、人間としての生き方について考えること</td></tr>
<tr><td>総合的な学習の時間</td><td colspan="2">各教科等における見方・考え方を総合的に活用して、広範な事象を多様な角度から俯瞰して捉え、実社会・実生活の課題を探究し、自己の生き方を問い続けること</td></tr>
<tr><td>特別活動</td><td colspan="2">各教科等の見方・考え方を総合的に働かせながら、自己及び集団や社会の問題を捉え、よりよい人間関係の形成、よりよい集団生活の構築や社会への参画及び自己の実現に向けた実践に結び付けること</td></tr>
</table>

⑷ 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進

教科等の目標や内容を見渡し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・ 解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実させる必要があります。

また、「主体的・対話的で深い学び」の充実には、単元など数コマ程度の授業のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要です。

そのため、学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、**教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図る**カリキュラム・マネジメントを確立する必要があります。

■カリキュラム・マネジメントの三つの側面

① 教科横断的な視点で、各教科等の教育内容を組織的に配列する。

② 子どもたちの姿や地域の現状等に関する調査や各種データ等に基づき、ＰＤＣＡサイクルを確立する。

③ 教育内容・教育活動に必要な人的・物的資源等を活用する。

☞ 解説 総則編 p.39~p.46

参考として、教育課程の編成や改善に取り組む際の手順を示すと、次のようになります。

■手順の一例

(1) 教育課程の編成に対する学校の基本方針を明確にする。

(2) 教育課程の編成・実施のための組織と日程を決める。

(3) 教育課程の編成のための事前の研究や調査をする。

(4) 教育目標など教育課程の編成の基本となる事項を定める。

(5) 教育課程を編成する。

(6) 教育課程を評価し改善する。

☞ 解説 総則編 p.43~p.46

教育課程の編成に当たっては、教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成を**教育課程の中で適切に位置付ける**ことや、総合的な学習の時間において教科等の枠を超えた横断的・総合的な学習が行われるなど、教科等間のつながりを意識することが重要です。

教科横断的な視点で教育内容を編成する例

・伝統や文化に関する教育　・主権者に関する教育　・郷土や地域に関する教育
・環境に関する教育　・食に関する教育　・防災を含む安全に関する教育　など

【郷土や地域に関する教育（例）】

現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容の一例＊3として、次のように例示されています。（＊3　紙面の都合で、一部のみ抜粋しています）

	小学校	中学校
国語	〔第５学年及び第６学年〕 〔知識及び技能〕 (3) 我が国の言語文化に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ウ　語句の由来などに関心をもつとともに、時間の経過による言葉の変化や世代による言葉の違いに気付き、共通語と方言との違いを理解すること。また、仮名及び漢字の由来、特質などについて理解すること。	〔第１学年〕 〔知識及び技能〕 (3) 我が国の言語文化に関する次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ウ　共通語と方言の果たす役割について理解すること。
外国語	外国語活動 〔第３学年及び第４学年〕 (3) 言語活動及び言語の働きに関する事項 ②　言語の働きに関する事項 言語活動を行うに当たり、主として次に示すような言語の使用場面や言語の働きを取り上げるようにする。 ア　言語の使用場面の例 (ｱ) 児童の身近な暮らしに関わる場面 ・家庭での生活　・学校での学習や活動 ・地域の行事　・子どもの遊び　など 外国語科 〔第５学年及び第６学年〕 (3) 言語活動及び言語の働きに関する事項 ②　言語の働きに関する事項 言語活動を行うに当たり、主として次に示すような言語の使用場面や言語の働きを取り上げるようにする。 ア　言語の使用場面の例 (ｱ) 児童の身近な暮らしに関わる場面 ・家庭での生活　・学校での学習や活動 ・地域の行事　など	(3) 言語活動及び言語の働きに関する事項 ②　言語の働きに関する事項 言語活動を行うに当たり、主として次に示すような言語の使用場面や言語の働きを取り上げるようにする。 ア　言語の使用場面の例 (ｱ) 生徒の身近な暮らしに関わる場面 ・家庭での生活　・学校での学習や活動 ・地域の行事　など
特別活動	〔学級活動〕 3 (2) ２の(3)の指導に当たっては、学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行うこと。その際、児童が活動を記録し蓄積する教材等を活用すること。	〔学級活動〕 3 (2) ２の(3)の指導に当たっては、学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行うこと。その際、生徒が活動を記録し蓄積する教材等を活用すること。

☞　解説　小学校総則編Ｐ204～249 中学校総則編Ｐ200～245

3　改訂のスケジュール

今回の改訂を受けて、小学校では平成 32 年度から、中学校では平成 33 年度から全面実施となります。

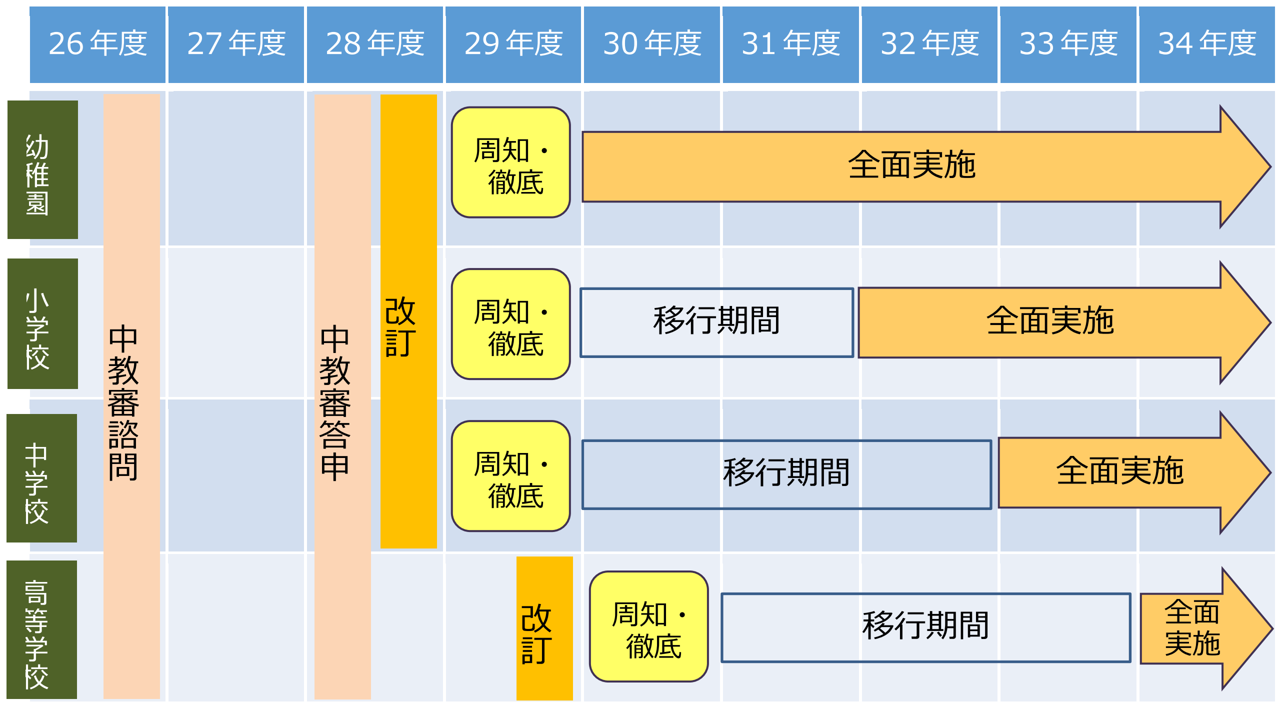

☞　新しい学習指導要領の考え方－中央教育審議会における議論から改訂そして実施へ－

なお、**移行期間**については、次のように示されています。

【基本方針】

◆新学習指導要領への移行のための期間（小学校：平成 30・31 年度、中学校：平成 30～32 年度）において、円滑な移行ができるよう内容を一部加える等の特例を設ける。

◆指導内容の移行がないなど教科書等の対応を要しない場合などは、積極的に新学習指導要領による取組ができるようにする。

【移行措置】

(1) 教科等ごとの取扱い

① 総則、総合的な学習の時間、特別活動　→　平成 30 年度から新学習指導要領による。

② 指導内容や指導する学年の変更などにより特例を定める教科　→　特例を定める。

③ 上記以外の教科　→　新学習指導要領によることができる。

④ 道徳科　→　平成 27 年 3 月の一部改正により特別の教科化となり、小学校は平成 30 年度から、中学校は平成 31 年度から新学習指導要領による（平成 30 年度は先行可能）。

(2) 小学校における外国語　→　平成 30・31 年度は、第 3・4 学年が年間 15 時間、第 5・6 年が年間 50 時間を標準とする。

〈参考〉改訂後の授業時数

今回の改訂を受けて、標準授業時数は次のように変更されます。小学校では、第３・４学年が 35 時間の外国語活動、第５・６学年が 70 時間の外国語科が導入されます。

一方、中学校に関しては、授業時数の変更はありません。

小学校

［現行］

	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	計
国語	306	315	245	245	175	175	1461
社会	−	−	70	90	100	105	365
算数	136	175	175	175	175	175	1011
理科	−	−	90	105	105	105	405
生活	102	105	−	−	−	−	207
音楽	68	70	60	60	50	50	358
図画工作	68	70	60	60	50	50	358
家庭	−	−	−	−	60	55	115
体育	102	105	105	105	90	90	597
道徳	34	35	35	35	35	35	209
特別活動	34	35	35	35	35	35	209
総合的な学習の時間	−	−	70	70	70	70	280
外国語活動	−	−	−	−	35	35	70
合計	850	910	945	980	980	980	5645

［改訂後］

	1学年	2学年	3学年	4学年	5学年	6学年	計
国語	306	315	245	245	175	175	1461
社会	−	−	70	90	100	105	365
算数	136	175	175	175	175	175	1011
理科	−	−	90	105	105	105	405
生活	102	105	−	−	−	−	207
音楽	68	70	60	60	50	50	358
図画工作	68	70	60	60	50	50	358
家庭	−	−	−	−	60	55	115
体育	102	105	105	105	90	90	597
特別の教科である道徳	34	35	35	35	35	35	209
特別活動	34	35	35	35	35	35	209
総合的な学習の時間	−	−	70	70	70	70	280
外国語活動	−	−	35	35	−	−	70
外国語	−	−	−	−	70	70	140
合計	850	910	980	1015	1015	1015	5785

☞　解説　総則編 p.59

中学校

［現行］

	1学年	2学年	3学年	計
国語	140	140	105	385
社会	105	105	140	350
数学	140	105	140	385
理科	105	140	140	385
音楽	45	35	35	115
美術	45	35	35	115
保健体育	105	105	105	315
技術・家庭	70	70	35	175
外国語	140	140	140	420
道徳	35	35	35	105
特別活動	35	35	35	105
総合的な学習の時間	50	70	70	190
合計	1015	1015	1015	3045

［改訂後］

	1学年	2学年	3学年	計
国語	140	140	105	385
社会	105	105	140	350
数学	140	105	140	385
理科	105	140	140	385
音楽	45	35	35	115
美術	45	35	35	115
保健体育	105	105	105	315
技術・家庭	70	70	35	175
外国語	140	140	140	420
特別の教科である道徳	35	35	35	105
特別活動	35	35	35	105
総合的な学習の時間	50	70	70	190
合計	1015	1015	1015	3045

☞　解説　総則編 p.60

第２章　学習指導要領の実現に向けて～山口県の取組～

１　山口県のめざす子どもたちの姿

山口県では、次のような教育目標のもと、子どもたちのよさをさらに伸ばし、高い志をもち、多様な人々と協働しながら、主体的に自らの将来や社会を力強く切り拓いていく子どもたちを育てていきたいと考えています。

未来を拓（ひら）く　たくましい「やまぐちっ子」の育成

やまぐちっ子のすがた

★　高い志をもち、未来に向かって挑戦し続ける人

★　知・徳・体の調和がとれた生きる力を身に付けるとともに、他者と協働しながら力強く生きていく人

★　郷土に誇りと愛着をもち、グローバルな視点で社会に参画する人

★　高い志をもち、未来に向かって挑戦し続ける人

・　一人ひとりの願いや思いを、未来への大いなる夢や理想へと高め、その実現に向けた強い意志を有している。
・　大きく変化することが予想されるこれからの社会において、将来に対し希望をもちながら、自らを高めるための努力を惜しまず、未知なるものへ進んで挑戦する態度や困難を乗り越える態度、新しいものを取り入れようとする態度を身に付けている。

★　知・徳・体の調和がとれた生きる力を身に付けるとともに、他者と協働しながら力強く生きていく人

・　志をもちながら未来に向かって挑戦し続けるために必要な、学び続ける力やたくましさ、さらにはこれらを支える豊かな人間性を有している。
・　様々な人々とのつながりや支え合いが求められるこれからの社会において、他者を思いやり、共感したり、感謝したりする心を有するとともに、他者と協働して自己のよさや可能性を見出し、個性を発揮しながら、主体的に考え、判断し、行動するなど、自主・自立の精神に富んでいる。

★　郷土に誇りと愛着をもち、グローバルな視点で社会に参画する人

・　人、もの、情報等が地球規模で行き交い、多様な文化や価値観に触れる機会が増加するなど、広がりゆく社会において、豊かな国際感覚をもち、幅広い視野で考え、行動することができる。
・　また、そのような時代だからこそ、自分を育んできたふるさとの自然や人、伝統、文化を大切にする気持ちをもち続け、ふるさとや自分が住んでいる地域のよりよいコミュニティづくりなど、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与している。

☞　次期山口県教育振興基本計画（素案）

2　改訂のポイントと山口県の取組

(1)　「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて

山口県では、**「やまぐち型地域連携教育」**を推進し、学校間連携をさらに強化するとともに、様々な団体等と連携・協働し、「学校運営」「学校支援」「地域貢献」のコミュニティ・スクールの三つの機能の充実を図っています。

このことにより、地域とともにある学校づくりを推進し、さらには、学校を核の一つとした地域づくりにつなげています。全ての小・中学校でコミュニティ・スクールを導入している本県だからこそ、学校や地域の取組を充実させることで、人づくりと地域づくりの好循環を生み出すことができます。

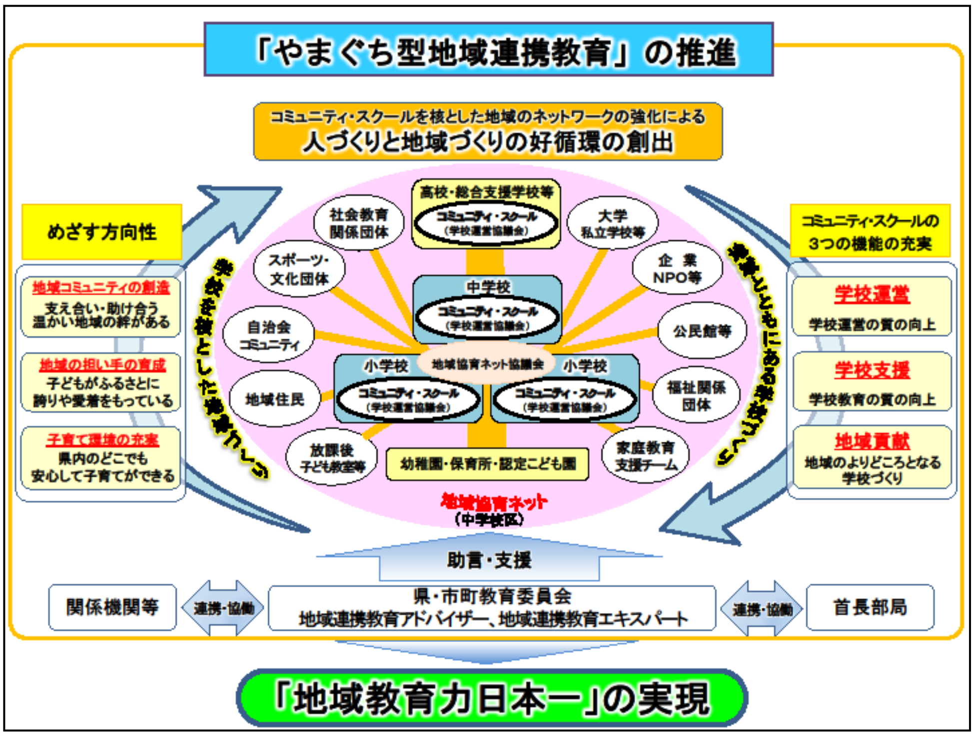

８ページには、教科横断的な視点で教育内容を編成する例として、郷土や地域に関する教育を示しています。

各学校においては、カリキュラムを見直し、地域の人的・物的資源等をもとに、教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図る必要があります。

「社会に開かれた教育課程」の編成・運用イメージ

学校・地域等で「育成をめざす資質・能力」の共通理解、具体的な取組等の協議
（例）学校運営協議会・熟議等で検討
→ 児童生徒の課題や地域の課題等をふまえた教育課程の編成
→ 教育課程の運用
→ 教育課程の評価・見直し

⑵　「主体的・対話的で深い学び」を生み出す教員の資質向上に向けて

山口県では、「教職員人材育成基本方針」及び「教員育成指標」を作成し、めざす教職員の姿を示しています。それぞれの教職員が求められる資質・能力を有し、よりよい学校を創っていくことが求められます。

①　キャリアステージに応じた研修

経験年数に応じて、先生方のニーズや学校において求められる役割が異なると考えられるため、教職員のキャリアステージに応じた研修会を開催しています。

学校でのＯＪＴ等

○学校の教育課程に応じた研修
○職務に応じた研修
・課題解決型サテライト研修
・組織的な校内研修の推進
・積極的なＯＪＴの展開
・学校評価、授業評価の活用等

センター研修

○教職経験に応じた研修
○適性や能力に応じた研修
・基本研修
・専門研修
（職能・リーダー養成・教科・組織力向上研修等）

大学への長期・短期派遣研修等

○中核となる人材の育成
・大学院、教職大学院との連携
・社会体験研修
・大学院派遣研修
・教職員等中央研修
・センター長期研修
・スクールリーダー研修講座等

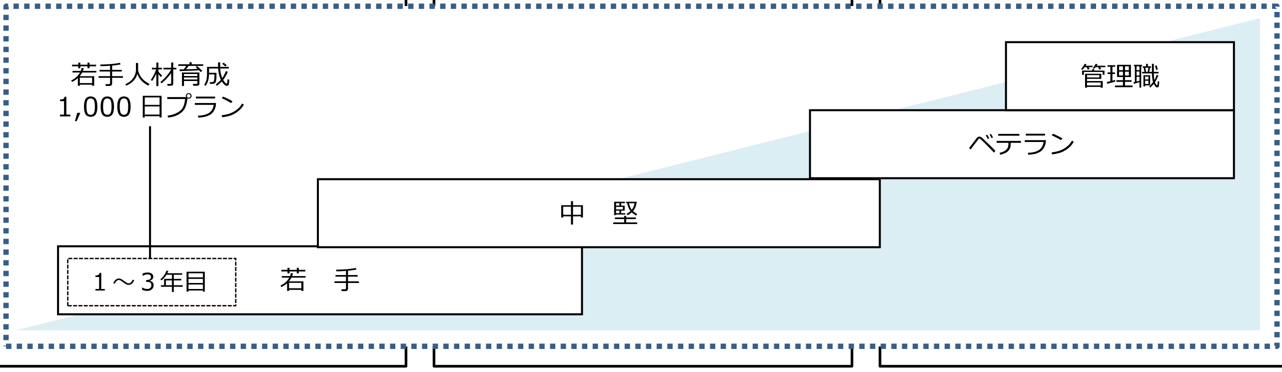

②　地域の方を交えた「ユニット型研修」

校内の研修をより活性化し、人材育成につなげるため、経験年数に基づくグループ分けによるユニット型研修が行われています。教職員だけでなく、学校運営協議会の委員等、地域人材が関わることで、様々な視点からの気付きによる研修が深まっています。

■「人材育成ユニット」による授業研究チーム（例）

	メンター（10年以上）	サポーター（4～10年目）	採用1～3年目	臨採教員・非常勤講師	養護教諭・栄養教諭・事務職員	学校運営協議会委員	アドバイザー（主任等）
①							
②							
③							

実践校からは、次のような成果と課題が報告されています。

成　果

・教科や学年の枠を超えた授業論、指導方法の考察等、研修組織での一体感が生まれる

・教職経験年数の振り分けにより、役割の認識や自覚が生まれる

・ベテランのモチベーションが高揚し、中堅教員の調整力が育成できる

・教員とは異なる多様な視点からの気付きや貴重な意見をいただくことができる

課　題

・月１回の授業研究の日程調整や全員での協議時間の設定が難しい

・サポーターとなる自覚・資質の向上や、教科の専門性を育てることが必要である

・授業研究の回数が増えることにより、多忙化を招くおそれがある

③　質の高い授業づくりに向けた資料の提供

各学校においては、日常的に授業を公開したり、授業について気軽に話ができる職員室の雰囲気づくりを心がけたりするなど、一人ひとりの教職員が授業改善の意識をもち続けることが大切です。

各学校における授業改善の参考に、右に示す県教育委員会作成の資料「授業づくりと評価の手引き【改訂版】」などが活用できます。

また、道徳科の授業づくりや評価に活用できるように、次のような「道徳科の授業づくり」「道徳科の評価のために」リーフレットや授業ＤＶＤを提供しています。

☞　http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a50900/doutoku/20110325001.html